

経済法 第 25 回 07/10

担当 中川晶比兒

I 私的独占の規制

【不公正な取引方法にも該当する排除行為の具体例】

[1] 単独の取引拒絶にも該当する排除行為

[1-1] ニプロ(株)に対する件・審判審決平成 18 年 6 月 5 日審決集 53 卷 195 頁

①被審人ニプロは、日本電気硝子が製造する生地管の供給を受けて、西日本地区でこれを一手に販売している。ニプロから生地管を買うのはアンプル加工業者(生地管を注射液等の容器として使用されるアンプルに加工して製薬会社に販売する業者)である。アンプル加工業者のうちニプロの販売数量の 25% 程度を占めていたナイガイグループ(以下、単に「ナイガイ」という。)は、平成 7 年度以降、輸入生地管の取り扱いを増やしており、平成 12 年度には自らが販売するアンプルの売上額の約 65% を占めていた。ナイガイ以外に輸入生地管の取り扱いを大幅に増やしているアンプル加工業者はいなかったが、西日本地区のアンプル加工業者向け生地管販売数量において、ニプロのシェアは平成 11 年度以降減少してきた(平成 10 年度 90%、平成 11 年度 80%、平成 12 年度 85%)。

②ニプロは平成 6 年 10 月頃に、ナイガイに対して生地管の輸入を取りやめるよう要請したが、ナイガイはこれに応じなかった。

③ニプロは平成 7 年 3 月に、4 月 1 日以降の取引に関して値上げすること、手形サイト¹の短縮(180 日から 120 日へ)、特別値引きの全廃を申し入れ、実際に現行価格から平均 20% 値上げした。ナイガイはこの取引条件ではほとんど利益が出ないことから取引条件変更の申し入れを拒絶し、従前の取引条件で代金支払を続けた。

④平成 9 年に輸入先の窯の不具合等により安定調達が困難になったナイガイがニプロに発注したところ、ニプロは一部しか受注に応じなかった。またナイガイは汎用性のある品種を追加発注したが、ニプロはナイガイの発注分に十分対応できたにもかかわらず、受注できない旨を通告した。

⑤平成 11 年 3 月末以降、ナイガイは③の値上げ価格で、かつ納品後 1 週間以内の現金払による決済という取引条件でなければニプロから生地管を購入できない状況にある。

⑥その後、本件行為について公取委による排除勧告があったことを受けて、平成 7 年 3 月以前の価格を暫定価格とする取引が平成 12 年 3 月から再開された。

【審決要旨】

(i) ニプロは日本電気硝子製生地管の売上げへの依存度が高い(依存度が減った平成 11 年度でも売上げの約 5 割)という認定。

(ii) 「被審人の本件行為は、唯一輸入生地管を原材料として相当量仕入れ、これを加工したアンプルの販路を有するナイガイグループはもとより、潜在的な輸入者又は輸入生地管の需要者となり得る他のアンプル加工業者に対しても、輸入生地管を取り扱うことを萎縮、抑制させる効果を有するものと認められ、かかる行為によって、被審人の競争者である外国の生地管製造業者の事業活動を排除する蓋然性が極めて高く、その実効性を有するものである。」

(iii) 違反行為は取りやめられており、かつ以下の事情が認められたため排除措置は命じられなかった:アンプルのプラスチック化の進行等により生地管市場の規模が大幅に縮小していること、ナイガイの生地管の輸入が拡大傾向にあること。

※ 取引拒絶によって相手方事業者が一定の競争的行動様式を制限されている場合、本件を排他的取引として位置付ける文献が散見されるが、弊害発生メカニズム、正当化理由の論じられ方から見て、取引拒絶の事例として理解する方が素直である。

¹ 約束手形の振出日から支払期日までの期間のこと。振出人であるナイガイにとっては長い方が有利。

[1-2] 東洋製罐株式会社に対する件・勸告審決昭和 47 年 9 月 18 日審決集 19 卷 87 頁

①東洋製罐は「食かん」の製造販売業を営んでおり、昭和 46 年において我が国における食かん総供給量の 56% を占めている。東洋製罐は「かん詰」製造機械の販売・貸与等を通じて、自社に対するかん詰製造業者の依存度を高めている。

②東洋製罐は、最近、かん詰製造原価の引下げを図るため、自家消費の食かんの製造、いわゆる自家製かんを企図するかん詰製造業者が出てきたことに対して、基本的に反対の方針をとっている。

③東洋製罐は、自家製かんを実施するかん詰製造業者に対しては、自家製かんすることのできない食かんの供給を停止する等²の措置により、自家製かんの開始を阻止してきた。

鳥取県所在のかん詰製造業者 2 社(M 海産及び O 食品)が自家製かんのため K 製鉄と共同で K 工業を設立したことに対して、東洋製罐は K 工業及び M 海産にそれぞれ自家製かんを中止するよう申し入れたが、断られたため、M 海産に対する食かんの供給を停止した。これを見た千葉県所在の F 産業も、自家製かんの開始を事実上、断念した。

④公取委は、主文で、「食かんの供給を停止することにより、取引先かん詰製造業者が自家消費食かんの製造を開始することを排除してはならない。」とした。

[2] 排他的取引にも該当する排除行為

[2-1] エム・ディ・エス・ノーディオン・インコーポレイテッドに対する件・勸告審決平成 10 年 9 月 3 日審決集 45 卷 148 頁

①被審人ノーディオン(Nordion)は、放射性同位元素であるモリブデン 99 の製造販売業を営む者である。モリブデン 99 は、世界において、ノーディオンのほか、IRE 等数社により製造販売されている。モリブデン 99 は、専ら放射性医薬品であるテクネチウム 99 エム製剤の原料として使用され、また、同製剤はモリブデン 99 以外の原料によって製造することはできない。我が国においてモリブデン 99 を購入してテクネチウム 99 エム製剤を製造している事業者は、日本メジフィジックス及び第一ラジオアイソトープ研究所(以下「第一ラジオ」という。)の 2 社である。2 社は従来、使用するモリブデン 99 の全量をノーディオンから購入している。

②ノーディオンは、平成 7 年 9 月ころ、日本メジフィジックス及び第一ラジオに対して、それぞれ、モリブデン 99 について、10 年間の排他的購入契約を締結することを提案した。

第一ラジオは、従来、ノーディオンによるモリブデン 99 の価格の大幅な引上げを受け入れざるを得なかったため、モリブデン 99 を複数の供給先から購入することを検討し、平成 6 年ころから IRE との間で取引契約締結のための交渉を行い、平成 7 年 7 月ころ、IRE に対し、一定の条件が満たされればモリブデン 99 の長期購入契約を締結する用意がある旨を伝えていた。第一ラジオは、ノーディオンに対し、購入契約を非排他的なものとするよう繰り返し要請したが、ノーディオンは、当該要請を受け入れなかった。このため、第一ラジオは、排他的購入契約の締結に応じない場合、ノーディオンから購入するモリブデン 99 の取引条件において不利益を被るおそれがあること等を懸念して、IRE との間のモリブデン 99 の取引契約締結のための交渉を取りやめ、平成 8 年 8 月 27 日に、10 年間の契約を締結した。

日本メジフィジックスも、平成 8 年 8 月 26 日に、10 年間の契約を締結した。

③「ノーディオンは、日本メジフィジックス及び第一ラジオとの間において、それぞれ、平成 8 年から 10 年間、その取得、使用、消費又は加工するモリブデン 99 の全量をノーディオンから購入する義務を課す契約を締結して、他のモリブデン 99 の製造販売業者の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、我が国におけるモリブデン 99 の取引分野における競争を実質的に制限していた」。

[2-2] 雪印乳業ほか 3 名に対する件・審判審決昭和 31 年 7 月 28 日審決集 8 卷 12 頁

①雪印乳業、北海道バターは乳製品の製造販売等を営んでおり、2 社の集乳量はそれぞれ北海道の全生産量の

² 供給停止のほかには、工場の隣接地を買収して自家製かんの準備を進めていた T 食品に対して、値下げによって自家製かんを断念させたとされている。

50%(雪印)、20 数%(北海道バター)で合わせて約 80%を占めている。

②農林中金(農林中央金庫)および北信連(北海道信用農業協同組合連合会)³は、多額の乳牛導入資金を供給しうる道内での唯一の機関であったところ、単協(単位農業協同組合)に乳牛導入資金を供給するに当り⁴、雪印乳業、北海道バターと完全な了解の下に、昭和 28 年 8 月以降以下の方針をとり、これを実施した:

- (一)乳業 2 社に生産乳を供給することを条件として乳牛 2 社の信用保証を受ける単協のためののみ融資し、他の乳業者⁵と取引する単協のための申請は取り上げない
- (二)2 社以外の乳業者が、単協に対する融資の保証を申し出てもこれを認めない
- (三)乳業 2 社と他の乳業者との集乳圏の近接交錯地区では、2 社と取引する者(取引先乳業者を変更した者を含む)⁶に特に厚く資金を融資する。

この結果、「両会社以外の乳業会社は所要の集乳を確保するに多大の不利をこうむり、この状況が逐年反復されるにおいては事業の継続すら困難となるおそれあるに至った。」

③さらに、昭和 29 年 6 月には、乳業 2 社の信用保証により資金を借り入れて乳牛を購入した者は、「借入れにより購入した乳牛の分のみならずその人の経営内における生産牛乳全量(自家消費量を除く)を会社に販売することを確約する」とし、これを乳業 2 社から信用保証を受ける条件とした。⁷

④法の適用

乳業 2 社:「他の乳業者の集乳活動を排除し、もつてすでに北海道地域において集乳量約八十パーセントに及ぶ両会社の地位の全面的維持および強化をはかっているものと認められるから、両社の行為は私的独占禁止法第三条前段に違反する。」

農林中金:融資にあたって単位農協及びその組合員に対する取引拒絶及び拘束条件付取引、北信連:単位農協のためにその債務を保証するに当たっての拘束条件付取引

[3] 抱き合わせにも該当する排除行為:日本では実例なし

[4] 共同の取引拒絶にも該当する排除行為:三共ほか 10 名に対する件・勸告審決平成 9 年 8 月 6 日審決集 44 巻 238 頁

①ぱちんこ機の製造販売業者 10 社は、その所有する特許権・実用新案権の管理運営業務(通常実施権の許諾、実施料の徴収等)を日本遊技機特許運営連盟(特許連盟)に委託している。特許連盟が管理運営する特許権等は、その実施許諾を受けることなくぱちんこ機を製造することは困難であり、国内のぱちんこ機製造業者のほとんどすべては特許連盟が所有又は管理運営する特許権等の実施許諾を受けてぱちんこ機を製造している。

②10 社は、ぱちんこ機の製造業者ではない者(スロットマシンの大手製造業者、ぱちんこ球補給機の手製造業者)及びぱちんこ機製造業者の組合を脱退した者が、ぱちんこ機の製造分野に参入を図ろうとした際に、特許権等の実施許諾を拒絶することによって、これを阻止してきた。

③法令の適用:「10 社及び遊技機特許連盟は、結合及び通謀をして、参入を排除する旨の方針の下に、遊技機特許連盟が所有又は管理運営する特許権等の実施許諾を拒絶することによって、ぱちんこ機を製造しようとする者の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、我が国におけるぱちんこ機の製造分野における競争を実質的に制限している」。

[5] 不当廉売または差別的低価格にも該当する排除行為:(株)有線ブロードネットワークスほか 1 名に対する件・勸告審決平成 16 年 10 月 13 日審決集 51 巻 518 頁

①有線ブロードネットワークス(以下、有線という。)及びキャンシステムは、事業所向けに背景音楽の放送事業を営

³ 雪印、北海道バターの取締役が、北信連の会長、副会長を兼任していた。

⁴ 単位農協が農林中金から融資を受ける場合には常に北信連の保証を必要とした。

⁵ 他の乳業者としては、森永乳業、明治乳業、三井農林

⁶ ここでいう「者」とは単位農協の構成員である一部の酪農家を意味する。

⁷ 排除措置命令では、「両会社の保証人としての利益を確保するために相当と認められる限度をこえて生産乳の販路を制限する一切の条項」が禁止されている。

んでいる。平成 16 年 7 月末時点での受信契約件数において、有線は 72%程度で首位、キャンシステムは 20%程度で第 2 位を占めている。

②キャンシステムの専務取締役から降格された A が退社後、従業員を引き抜いて平成 15 年 7 月 1 日に日本ネットワークヴィジョンを設立し、有線の営業活動を始めたころから、有線の値下げが始まった。従来はライバル音楽放送業者からの乗り換え顧客に対して、月額聴取料 3675 円(最安)で、3 か月までの無料期間を定めていたが、最終的にはキャンシステムの顧客限定で、月額聴取料 3150 円、無料期間 6 か月とし、さらに加入金 16000 円(30000 円)を支払えば無料期間を 6 か月(12 か月)延長するキャンペーンを行った(平成 16 年 4 月 1 日から 5 月末まで)。

この 1 年余りで、キャンシステムの契約件数は 17%減少し、営業所を 128 箇所から 90 箇所に減少した。また平成 15 年 7 月～平成 16 年 6 月までの月次営業利益はマイナスになった。

③公取委は東京高裁に緊急停止命令の申立てを行ったところ、2 社は月額聴取料 3675 円、無料期間 3 か月以内とすることを決定した。排除措置としては、3675 円を下回る月額聴取料または 3 か月を超える無料期間の取りやめが命じられた。

※ 退職、大量引き抜きが起こる前から、有線の方が乗り換え顧客向けの月額聴取料は安かった事案。大量退職があったためにその後の価格競争が公正な競争ではないという評価がなされたか。費用割れについては言及なし。

【不公正な取引方法には該当しない排除行為の具体例】

[1] 最二小判平成 22 年 12 月 17 日民集 64 卷 8 号 2067 頁(NTT 東日本事件)

[1-1] 事実

①NTT 東日本は、FTTH サービス(光ファイバ設備を用いた通信サービス)を提供している。戸建て住宅向け FTTH サービスでは、収容局とユーザー宅を 1 芯の光ファイバで結ぶ「芯線直結方式」と、1 芯の光ファイバを収容局内外の分岐装置(スプリッタ)により複数のユーザーと結ぶ「分岐方式」があり、後者では通信速度が低下する場合がある。

②NTT 東日本は平成 13 年 8 月に、戸建て住宅向けとして通信速度が最大 100Mbps のベーシックタイプ(芯線直結方式で月額 9000 円)と最大 10Mbps のファミリータイプ(分岐方式で月額 5000 円)を販売開始した。

③NTT 東日本は電気通信事業法上の第一種電気通信事業者として、他の電気通信事業者から電気通信設備に接続すべき旨の請求を受けたときには、その請求に応じる義務があり、接続料金及び接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。接続料金は光ファイバ設備のコストを予測需要数で割った将来原価方式で算定される。FTTH サービスのユーザー料金は総務大臣への届出義務があり、総務大臣は特定の者に対して不当に差別的取扱いである場合、他の電気通信事業者との間で不当な競争を引き起こし、利用者の利益を阻害する場合等、に届出料金の変更を命じることができる。総務省は、利用者料金が接続料金を下回る場合には公正競争上適切でないとして、そうならないように行政指導している(インピュテーションルール)。

④NTT 東日本は平成 13 年 10 月ころ、東京電力及び有線ブロードネットワークによる平成 14 年以降の FTTH サービスへの参入・拡大方針を把握し、100Mbps のサービスを 5000 円まで値下げする方法を検討したが、芯線の接続料金だけで 5000 円を大きく超えていることから、分岐方式でユーザー料金の値下げをすることを考えた。その結果、最大 100Mbps の光ファイバ 1 芯を局内で 8 分岐、局外で 4 分岐する、ニューファミリータイプ(分岐方式で月額 5800 円)を平成 14 年 6 月 1 日に販売開始した。

⑤有線ブロードと東京電力が平成 14 年末にかけて値下げしたことを把握した NTT 東日本は、収容局内を 4 分岐、収容局外を 8 分岐に変更することにより、平成 15 年 4 月 1 日からユーザー料金を 4500 円に値下げした。

⑥NTT 東日本は、上記値下げ後も芯線直結方式でサービスを提供しており、分岐方式の回線は NTT 東日本の関係者宅以外には設置されていなかった。総務省は、平成 15 年 11 月 12 日に、NTT 東日本のニューファミリータイプはサービス内容が事実上ベーシックタイプと同じであり、特定の者に対して不当に差別的取扱いである等との理由から、分岐方式への速やかな移行と、他の電気通信事業者に接続させる場合に設備単位(32 単位)ではなく分岐回線単位での接続料金設定の要望があることから、より柔軟な接続料金設定について検討をするよう指導した。

NTT 東日本は遅くとも平成 16 年 4 月 1 日以降は、新規契約において芯線直結方式の設備を使用しておらず、既

存ユーザーについても今後 2 年をめぐりに順次分岐方式へ移行する予定であることを明らかにした。

⑦公取委は、「実際には使用していない分岐方式によるニューファミリータイプの接続料金及びユーザー料金を設定しながら、芯線直結方式を使用して…販売することで実質的に加入者光ファイバ 1 芯の接続料金を下回るユーザー料金によりニューファミリータイプを販売」することが、「同社の加入者光ファイバに接続して戸建て住宅向け FTTH サービス事業を行う事業者の事業活動を排除」することにより、東日本地区における戸建て住宅向け FTTH サービスの取引分野における競争を実質的に制限し、独禁法 3 条に違反するとして排除勧告をした。

⑧公取委審決では、「新規事業者が、被審人と同様に芯線直結方式の設備を利用して FTTH サービスを提供する場合に、被審人に支払うべき接続料金は、加入者光ファイバ 1 芯について 5,074 円であり…新規事業者はこれに加え、少なくとも被審人の局舎内に設置するメディアコンバータ(MC)及び地域 IP 網への接続料金を支払う必要があるところ、…最大限 16 ユーザーで利用することとしても 1 ユーザー当たり 1,254 円となる…。したがって、新規事業者は、被審人に 1 ユーザーにつき 5,074 円 + 1,254 円 = 6,328 円及び局舎内のポートごとに地域 IP 網への接続料金を支払わなければならない。」「ところが、被審人はニューファミリータイプのユーザー料金を 5,800 円と設定したのであるから、新規事業者は、被審人に上記接続料金を支払いながらこのユーザー料金に対抗するユーザー料金を設定するのでは大幅な赤字を負担せざるを得ず、芯線直結方式による接続によっては、到底被審人に対抗して事業を継続することはできない。」とした。

[1-2] 判旨

①「ニューファミリータイプの FTTH サービスはその実質において芯線直結方式を前提とするベーシックタイプと異なるものではなかったというべきところ、ニューファミリータイプのユーザー料金は芯線直結方式において他の電気通信事業者から取得すべき接続料金を下回るものであったというのであるから、上告人の加入者光ファイバ設備に接続する電気通信事業者は、いかに効率的に FTTH サービス事業を営んだとしても、芯線直結方式による FTTH サービスをニューファミリータイプと同額以下のユーザー料金で提供しようとすれば必ず損失が生ずる状況に置かれることが明らかであった。」

②「本件行為は、上告人が、…加入者光ファイバ設備接続市場における事実上唯一の供給者としての地位を利用して、当該競争者が経済的合理性の見地から受け入れることのできない接続条件を設定し提示したもので、その単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売としての側面が、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、当該競争者の FTTH サービス市場への参入を著しく困難にする効果を持つものといえるから、同市場における排除行為に該当するというべきである。」

※ 最高裁判例では、排除行為を、「正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性」と「他の事業者の本件市場への参入を著しく困難にするなどの効果」を持つものと解釈する立場が確立。

正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性とは、競争者それぞれが能率を發揮した結果として取引獲得の帰趨が決まっているわけではないことであり、他者(競争者)の能率競争(を發揮する機会)を阻害するような行為がこれに当たるようだ。

※ マージン・スクイーズ規制の考え方

①マージン・スクイーズ = 垂直統合企業が、下流部門で競争する競争者のマージンをマイナスにさせること
 競争者のマージン = [小売価格] - [小売費用] - [垂直統合企業から調達する投入要素費用(接続料金など)]
 ⇒ 本件のように小売価格 ≤ 接続料金であればマージン・スクイーズに該当するし、小売価格 > 接続料金でもマージン・スクイーズに該当しうる。

②競争者の[小売価格]は、[行為者の小売価格]に一致する。なぜなら、使う投入要素(回線など)が同じ以上は、下流で同質財の価格競争になるから。

③コンプライアンス可能性という観点から、[小売費用]は[行為者自身の小売費用]となる。

⇒ 接続料金制度からは、下流部門の費用が既存事業者(NTT 東日本)と同等またはそれ以上に効率的な競争者

でなければならないとは言えない。

④[小売費用]を行為者の小売費用とすることは、下流市場で行為者よりも非効率なライバルを排除する場合はプライス・スキーズにならないことを意味する。そのような接続料金設定は、取引拒絶として規制すればよい。

⑤なぜマージン・スキーズをするか？ 接続料金を引き下げると、多くの企業が下流市場に参入し、下流市場での料金が下がる。上流の接続料金も下流市場の料金も下がれば、行為者からみれば、顧客の支払意欲を大きく下回る金額しか得られないことを意味するから、好ましくない。(ア)上流のアクセス料金をできるだけ高く設定して下流は効率的企業による競争的市場にするか、(イ)上流のアクセス料金を高めて下流市場を独占して支払意欲の高い顧客に独占価格をつけて先取りする方が望ましい。マージン・スキーズの弊害は(イ)を念頭に置いている。

[2] (財)日本医療食協会ほか 1 名に対する件・勧告審決平成 8 年 5 月 8 日審決集 43 卷 209 頁

①財団法人日本医療食協会は、医療用食品の検査機関としての指定を厚生大臣から受けた唯一の機関であり、医療用食品(入院患者の食事療養に用いられる食品)の販売業者等から検定料(出荷価額に一定率をかけて算出)を徴収して栄養成分値等の検査事業を行っている。

医療食協会が検査に合格したとして登録した医療用食品を給食した保険医療機関に対しては、旧厚生省が一定金額を加算した給付を与えていた(医療用食品加算制度⁸)。

②医療食協会は、医療用食品の製造工場認定制度及び販売業者認定制度を実施し、協会の認定した製造業者・販売業者のみが医療用食品の供給を行うことができるとされていた。

③医療食協会は、昭和 52 年に医療用食品の独占的供給を望む日清医療食品からの要請を受けて、医療用食品の価格維持を図り、協会の検定料収入を安定的に確保するため、原則として医療機関向け一次販売業者を日清医療食品とすることを決定した。そのため、医療用食品の製造業者間にも販売業者間にも競争を生じさせないようにするべく、(i)医療用食品の登録にあたっては製造業者にまず日清医療食品と協議させること、(ii)登録審査には日清医療食品を参加させ、登録済みの医療用食品と類似する食品を登録しないこと、とした。

④昭和 61 年に入ると日清の独占的供給への批判が高まってきたことから、医療食協会は日清とナックスの参入条件を協議の上、2 社以外の一次販売業者の認定を行っていない。

[3] パラマウントベッド(株)に対する件・勧告審決平成 10 年 3 月 31 日審決集 44 卷 362 頁

①東京都は、発注予定金額が 500 万円以上の都立病院向け医療用ベッドを、指名競争入札等により発注している。指名競争入札に当たっては原則として、複数の製造業者(パラマウントベッド、フランスベッド、マーキスベッド)が製造する医療用ベッドが納入可能な仕様書を定め、仕様書に適合する製品を対象とする「仕様書入札」を行っていた。

②パラマウントベッドは平成 7 年度以降、仕様書の作成について、医療用ベッドの仕様に精通していない都立病院の入札事務担当者に対し、以下の働きかけを行った：

(ア)自社製品の製品指定入札となるように、自社が実用新案権等の工業所有権を有している構造であることを伏せて、仕様書に同構造の仕様を盛り込むことを働きかけた

(イ)競合 2 社の標準品の仕様ではなく、競合 2 社が適合製品を製造するためには相当の費用と時間を要することが予想される自社の標準品等の仕様を盛り込むことを働きかけた

(ウ)入札現場説明会において仕様書を説明する入札事務担当者に、仕様書がパラマウントベッドの製品にのみ合致すること、またはパラマウントベッド社製品が競合社 2 社製品よりも優れていることを説明させ、パラマウントベッド社の医療用ベッドを発注する旨表明させた

③この結果、平成 7 年度以降、仕様書入札のほとんどの案件において、他の製造業者が製造する医療用ベッドを納入予定とする販売業者は入札に参加することができず、その結果、他の製造業者は製品を納入することができなくなっている。

⁸ 診療報酬の一つである。

[4] (株)北海道新聞社に対する件・同意審決平成 12 年 2 月 28 日審決集 46 卷 144 頁

①北海道新聞社(道新社)は、平成 8 年 4 月 15 日、函館新聞社(函新社)が平成 9 年 1 月から函館地区において函館新聞を発刊することが明らかにされたことから、平成 8 年 4 月 22 日及び同年 5 月 7 日ころ開催した役員会において、具体的な対策案を決定し、了承し、順次実施することとした。

②「新聞題字対策」道新社は、函館地区に新設される新聞社に使用させない意図の下に、自ら使用する具体的な計画がないにもかかわらず、函館地区で新聞を発行する場合に使用されると目される新聞題字の選定を行い、その結果、「函館新聞」など 9 つの新聞題字について、平成 6 年 10 月 20 日ごろ⁹、特許庁に対し商標登録を求める出願手続を行った。その後、商標登録出願中の新聞題字のうち「函館新聞」を函新社が使用することが明らかとなったことから、平成 8 年 6 月から平成 9 年 1 月までの間、計 5 回にわたり、函新社に対し、前記商標登録出願中の新聞題字「函館新聞」の使用中止を求めることなどを内容とする文書を送達した。

③「広告集稿対策」道新社は、函館地区の夕刊紙の発刊の動きに対抗して同地区向けの紙面拡充を図るため、北海道新聞の夕刊本紙の別刷りとして地域情報版の発刊を決定するとともに、当該地域情報版掲載広告については、函新社の広告集稿活動を困難にさせる意図の下に、同社の広告集稿対象と目される中小事業者を対象とした大幅な割引広告料金等を設定することとし、これを検討してきたところ、当該地域情報版に関する収支試算上、損失が生じることが予測されたにもかかわらず、平成 8 年 9 月 30 日ころ開催した役員会において、地域情報版掲載の営業広告の基本料金を本紙掲載広告の約半額の水準とすること、これを扱う広告代理店の広告取扱手数料に一定率の割増手数料を加算すること等を内容とする地域情報版の広告料金等の設定を決定し、これを同年 11 月 5 日から実施している。このため、函新社は、平成 9 年 1 月 1 日の函館新聞発刊以来現在に至るまで、広告集稿活動が困難な状況にあり、低廉な広告料金による受注を余儀なくさせられている。

④「テレビコマーシャル対策」道新社は、平成 8 年 10 月ころ、函新社が、函館新聞の発刊について一般消費者等に広告するため、テレビ北海道に対し、同年 11 月及び 12 月の 2 か月間のテレビコマーシャル(以下「コマーシャル」という。)放映の申込みを行い、テレビ北海道がこれを受諾したとの情報を得たことから、函新社のコマーシャルを放映させないようにするため、同年 10 月中旬ころ、テレビ北海道に対し、函新社のコマーシャル放映の申込みに応じないよう要請した。テレビ北海道は、平成 8 年 10 月下旬ころ、広告代理店を通じ「函館新聞」の文言を使用しないコマーシャルに変更するよう要求することにより、函新社のコマーシャル放映の申込みを事実上拒否した。

⑤法令の適用:「前記事実によれば、道新社は、函新社の参入を妨害しその事業活動を困難にする目的で講じた函新社が使用すると目される複数の新聞題字の商標登録の出願等の函館対策と称する一連の行為によって、同社の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、函館地区における一般日刊新聞の発行分野における競争を実質的に制限しているものであり、これは、独占禁止法第 2 条第 5 項に規定する私的独占に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものである。」

【支配行為】

[1] これまでの規制事例

[1-1] 独占的地位を持っている事業者が、(自分にとっては競争者ではない)複数の事業者に、カルテルや入札談合をさせる場合。

〈具体例〉パラマウントベッド(株)に対する件・勧告審決平成 10 年 3 月 31 日審決集 44 卷 362 頁

①パラマウントベッドが、自分のベッドを取り扱う販売業者に対して、落札予定者と落札予定価格を決め、他の入札参加者にも入札すべき価格を指示した。

②「パラマウントベッド社は、財務局発注の特定医療用ベッドの指名競争入札等に当たり、都立病院の入札事務担当者に対し、同社の医療用ベッドのみが適合する仕様書の作成を働きかけるなどによって、同社の医療用ベッドのみが納入できる仕様書入札を実現して、他の医療用ベッドの製造業者の事業活動を排除することにより、また、落札予定者及び落札予定価格を決定するとともに、当該落札予定者が当該落札予定価格で落札できるように入札に参

⁹ 道新社は、平成 6 年 8 月ころから、函館地区において夕刊紙の発行を目的とした新聞社設立の動きを察知しており、同年 9 月以降に具体的な対策を検討していたとされる。

加する販売業者に対して入札価格を指示し、当該価格で入札させて、これらの販売業者の事業活動を支配することにより、それぞれ、公共の利益に反して、財務局発注の特定医療用ベッドの取引分野における競争を実質的に制限している」

[1-2] 独占的地位を持っている事業者が、自分のライバルである競争的事業者に対して、競争を弱めさせる場合

《具体例》(財)日本医療食協会ほか 1 名に対する件・勧告審決平成 8 年 5 月 8 日審決集 43 巻 209 頁

①日清医療食品(医療用食品卸売業者)、ライバルであるナックスの参入の際に、医療用食品の普及率の低い地域を中心とする 21 都道府県にのみ参入地域を制限させた。

②「協会及び日清医療食品は、…医療用食品の登録制度、製造工場認定制度及び販売業者認定制度を実施することによって、医療用食品を製造又は販売しようとする事業者の事業活動を排除するとともに医療用食品の製造業者の販売先並びに医療用食品の販売業者の仕入先、販売先、販売価格、販売地域及び販売活動を制限してこれらの事業者の事業活動を支配することにより、公共の利益に反して、我が国における医療用食品の取引分野における競争を実質的に制限していた」

※ [1-1]は、カルテルをさせた事業者のみを違反者にする法適用。¹⁰[1-2]は競争者に強制された競争回避を念頭におくが、不当な取引制限を適用した方が良い。

[2] 課徴金(独禁法 7 条の 2 第 2 項)

「当該事業者が被支配事業者に供給した当該商品又は役務(当該被支配事業者が当該行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。)及び当該一定の取引分野において当該事業者が供給した当該商品又は役務」の売上額に 10%をかけたもの。

¹⁰ 支配型私的独占の禁止規定の法適用に関する私見については、中川晶比兒「複数事業者が弊害発生に関与する私的独占と課徴金」北大法学論集 63 巻 2 号 491-495 頁(2012 年)を参照。